

卒業（修了）に伴う不用品廃棄について

卒業者等が残していく自転車や家電製品等が学内又はアパート周辺に放置された際、犯罪と見なされる可能性があります。下記の事項を厳守して、大学及びアパート周辺に廃棄物を投棄しないようしましょう。

不要自転車



【後輩等に譲渡する場合】

「島根大学生協」又は最寄りの「自転車店」に出向き、防犯登録の抹消した自転車を譲渡すること。

【処分する場合】

① 自分で処分する場合

防犯登録の登録抹消を「島根大学生協」又は最寄りの「自転車販売店」及び「交番」で行った上、粗大ごみの収集を松江市へ連絡（0852-27-1570）し処分します。

② 大学で処分する場合

必要書類「**所有権放棄及び処分依頼書**」を以下のQRコードからダウンロードし、必要事項を記載の上、守衛室に持込むと、大学が処分します。



家具等の処分

【譲渡する場合】

- ①使えるものは後輩に譲るなど、できるだけリユースに心がける。
- ②島根大学生協学生委員会では毎年「Re – Use 市」を開催しています。

【処分する場合】

- ①松江市の粗大ごみ受付センター（0852-27-1570）へ連絡する。

（松江市 HP :

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoenergybu_recycletoshisuishinka/5/5-2/244.html

- ③ 家電リサイクル法又は資源有効利用促進法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等は、家電量販店又は専門業者等による回収が義務付けられています。正しい手続きで適切に処分して下さい。

注意：構内のリサイクルステーションは、構内で生じる産業廃棄物及び事業系一般廃棄物用のものです。家庭系一般廃棄物等が持ち込まれた場合は、不法投棄として関係省庁に通報します。

※ 不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。